

## 公認A・B級審判員 申請について

### 1. 上級申請の要件

#### 公認審判員規程 第6条

上級を申請する場合には、次の要件が満たされていなければならない。

- (2) B級の審査を受ける場合には、C級を取得してから満2年を経ているなければならない。(申請時には満2年を経ているなくてもよい)。C級を取得してから30試合以上の公式競技の審判を担当し、さらにブロック大会を経験していなければならない。
- (3) A級の審査を受ける場合には、B級を取得してから満2年を経ているなければならない。(申請時には満2年を経ているなくてもよい)。B級を取得してから50試合以上の公式競技の審判を担当し、さらに全日本大会あるいは10試合以上のブロック大会を経験していなければならない。
- (4) 各級公認審判員は、審判講習会または研修会に年1回以上出席していなければならない。
- (5) 公認審判員手帳(以下手帳という)に、審判を担当した試合と出席した講習会・研修会について、正しく記入していなければならない。

### 2. A級・B級の申請

#### 公認審判員規程 第9条

A級・B級を申請する公認審判員は、所定の公認A・B級審判員申請書に手帳と別表1の審査料をそえて各府県審判委員会に提出する。各府県審判委員会は、提出された公認A・B級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、押印の上、審査料とともに各ブロック審判長に提出する。各ブロック審判長は、提出された公認A・B級審判員申請書と手帳の記入内容を確認し、審査料とともに各ブロック審判長の推薦書をそえて本協会に申請する。申請の時期は毎年11月1日から12月25日までとする。

### 3. A級・B級の審査と登録

#### 公認審判員規程 第10条

A級・B級の審査は本協会が定める会場において、書類審査、実技試験、筆記試験、体力試験によって行う。

A級・B級の審査に合格した公認審判員は、別表1の認定料を指定された期日までに本協会に納入する。本協会は、公認A級・B級審判員として登録する。

### 4. 審査の回数

#### 公認審判員規程 第12条

A級・B級・C級の審査は年1回とする。

### 5. 手帳の検査

#### 公認審判員規程 第13条

手帳は、指定された期日までに日本協会に提出し、検印を受けなければならない(提出の方法は各府県で一括し、提出者の名簿を添付すること)。

### 6. 講習会・研修会

#### 公認審判員規程 第16条

各級公認審判員は、本協会または各ブロック・各府県・各連盟が主催する審判講習会または研修会に年1回以上出席しなければならない。

### 7. 近畿協会への申請

#### (1) 申請期限

毎年11月25日 近畿協会審判部事務局 必着(各府県の審判長から送付)

#### (2) 申請書類

- ・ A・B級審判申請書(含、各府県審判長の推薦書)
- ・ 審判手帳
- ・ 申請時の審判員登録証のコピー

#### (3) 申請費用

- ・ A級審査料: 5000円(4500円: 日本協会 / 500円: 近畿協会)
- ・ B級審査料: 4000円(3500円: 日本協会 / 500円: 近畿協会)
- ・ 認定料: 3500円(3500円: 日本協会 / 合格時のみ。含、ワッペン代)

#### (4) 近畿協会審判部事務局

〒660-0024  
京都市左京区岩倉花園町 299-13  
岡野 哲裕  
Tel: 090-3035-6045

### 8. 資格取得

審査に合格した年度の4月1日にさかのぼって、公認上級審判員の資格を取得したものとする。

以上